

国際財務報告基準（IFRS）の動向-2026年1月号-

当ニュースレターは、RSM Global の英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

RSM 清和監査法人

2025年12月31日に終了した四半期に発行された文書

2025年12月31日に終了した四半期において、IASB（国際会計基準審議会）は新規文書を発行しなかった。

IASB ミーティング

当ニュースレターは以下の日程で開催されたIASBの会合における議論から生じた主要事項の要約である。

- 2025年10月29日～30日
- 2025年11月17日～18日
- 2025年12月8日～11日

IASB が公表したアップデート全文は[こちら](#)で確認することが出来る。

リサーチ及び基準設定

キャッシュ・フロー計算書および関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

IASB は、経営者が定義した業績指標（MPM）の要求事項にキャッシュ・フロー指標を含めること、キャッシュ・フローを営業、投資又は財務に分類する際の一貫性を改善すること、継続事業及び非継続事業からのキャッシュ・フローを表示する際の一貫性を改善することに関する未決事項の議論を継続した。

キャッシュ・フロー指標に関する情報の透明性の改善（アジェンダ・ペーパー20A）

IASB は、IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」にキャッシュ・フロー指標のMPMに関する要求事項を含めることを暫定的に決定し、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」には含めないことを提案した。また、IFRS 第18号第117項におけるMPMの定義を、「収益及び費用の小計」から「収益及び費用の小計又はキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの小計」に拡張することを提案した。

IASB は、以下の事項を明確にするため、基準書にさらなる適用ガイダンスを含めることに合意した。

- 収益及び費用並びにキャッシュ・フローを合算した小計はMPMである
- 企業が、収益及び費用の小計であるMPMを調整する場合、調整項目について法人所得税及び非支配持分の影響を開示することを要求すること

• 企業が、収益及び費用並びにキャッシュ・フローの小計である MPM を損益計算書の小計と調整する場合、調整項目について法人所得税及び非支配持分の影響を開示することを要求すること

• キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの小計の中には、営業、投資及び財務の小計など、MPM ではないものがあること

IASB はまた、各調整項目の開示要求を拡張し、企業は MPM の調整先である計算書上の各科目に関連する金額を開示する必要があることに合意した。

継続事業及び非継続事業からのキャッシュ・フローの表示（アジェンダ・ペーパー20C）

IASB は、非継続事業からのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書の別の区分で表示することを企業に要求することを暫定的に決定した。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は、公開草案「持分法会計-IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」における提案の審議を再開した。

関連会社の原価の測定

IASB は、投資家又は共同支配企業に対して、以下のことを要求する提案を進めることを決定した。

重要な影響力又は共同支配を取得した場合

a. 関連会社又は共同支配企業の取得原価を、関連会社又は共同支配企業の以前に保有していた持分の公正価値を含め、移転された対価の公正価値で測定する。

b. 譲渡対価の一部として条件付対価を認識し、公正価値で測定する。

重要な影響力又は共同支配を取得した場合

a) 資本性金融商品に分類される条件付対価を再測定しない

b) その他の条件付対価を各報告日に公正価値で測定する

c) 公正価値の変動を損益として認識する

関連会社または共同支配企業の持分を追加購入する場合

上記の要求事項を適用する。

IASB はまた、IFRS 第 3 号「企業結合」に定める定義に基づいて条件付対価を定義することも暫定的に決定した。

追加的持分の購入

IASB は、投資家又は共同支配企業に対して、追加的な所有持分の購入日において、投資の帳簿価額に、移転された対価の公正価値と、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値の追加的持分を含めることを要求する提案を進めることを決定した。

またIASBは、IFRS第3号第45項に記載されている測定期間を、投資家が関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力または共同支配を取得した場合、または関連会社または共同支配企業に対する追加的な所有持分を購入した場合に延長することを暫定的に決定した。

関連会社に対する投資の一部の処分

IASBは、投資の一部を処分する投資家又は共同支配企業に対して、処分された部分を投資の帳簿価額に対する割合（処分された所有持分を所有持分の合計で除して計算）で測定し、受領した対価と認識を中止した部分との差額を損益として認識することを求める提案を決定した。

取得関連費用

IASBは、重要な影響力もしくは共同支配を得るために、または関連会社もしくは共同支配企業の持分を追加で購入するために、投資家もしくは共同支配企業によって発生した取得関連費用を、当該費用が発生した期間の損益として認識することを要求することを決議した。

維持管理及び一貫した適用

公正価値オプションの改訂（IAS 28）

公正価値オプション（IAS第28号）の適用範囲に関する修正の可能性

IASBは、IAS第28号第18項から第19項において、「類似の企業」には、主要な事業活動として関連会社及び共同支配企業に投資する企業が含まれることを明確にすることを決定した。

引当金 – 的を絞った改善

IASBは、引当金の認識及び測定に関する公開草案「引当金-的を絞った改善」の提案を再審議した。議論は2つのトピックに分けられた。

- 企業が、過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務を有していることを要求する提案
- 企業が債務を決済するために必要な将来の支出を見積もる際に含めるコストの明確化の提案

認識-法的義務

IASBは、公開草案で提案された、企業が法的責任を免れる実際的な能力がないと結論付けるための基準を改訂することを暫定的に決定した。

改訂後の基準では、取引相手が、企業に責任を免除させるか、免除を怠った場合に罰金や補償金を支払うよう司法機関に求める権利を有しているか、または、取引相手が、責任を免除しなかった企業に対して別の形態の行動をとる権利を有しており、その結果、企業が責任を免除しないことによる経済的結果が、免除するための費用よりも著しく悪化することが予想されることのいずれかを要求することになる。

測定-含めるべきコスト

IASBは、債務を決済するために必要な支出は、債務に直接関連するコストから構成されるという要求事項を暫定的に維持することを決定した。

- a) 当該債務を決済するための増分コスト、及び
- b) その種類の債務を決済するために直接関連するその他のコストの配分

IASB はまた、上記の要求事項の範囲を財又はサービスの移転義務に限定し、要求事項がこれらの財又はサービスの測定に適用されることを明確にすることに合意した。

特定企業が保有する関連会社及び共同支配企業に対する投資の公正価値オプション

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第 18 項から第 19 項の範囲に関する狭義の修正を検討するためのメンテナンス・プロジェクトを作業計画に追加することを決議した。

IFRS 解釈指針委員会（IFRIC）最新決定の概要

以下は、2025 年 11 月 25 日から 26 日に開催された IFRIC の会合における議論および決定から生じた主要事項の要約である。

11 月の IFRIC アップデートは[こちら](#)で入手できます。

委員会の暫定的アジェンダ決定

以下の暫定的アジェンダ決定は、2026 年 2 月 6 日までコメントを募集している。

為替エクスポージャーを管理するデリバティブの利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）-アジェンダ・ペーパー2

委員会は、IFRS 第 18 号の第 B70 項から第 B76 項の要求事項を適用して、デリバティブに係る利得又は損失を連結損益計算書で分類する方法について要望書を受けた。デリバティブは、純債務エクスポージャーの為替リスクを管理するために使用される先渡契約であるが、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用するヘッジ手段として指定されていない。

この要望書は、IFRS 第 18 号を適用する企業が、デリバティブから生じる利得又は損失を連結損益計算書でどのように分類するかというものである。

委員会は、IFRS 会計基準の原則と要求事項が、企業のリスク管理方針に従って、識別されたリスクを管理するために使用されるが、IFRS 第 9 号を適用するヘッジ手段に指定されていないデリバティブの損益の分類について、適切な基礎を提供していると結論づけた。その結果、委員会は、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを決定した。

適正な表示と IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」）-アジェンダ・ペーパー3

委員会は、適正な表示と IFRS 会計基準への準拠に関する IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 15 項から第 24 項 [IAS 第 8 号「財務諸表の作成の基礎」第 6A 項から第 6J 項] の要求事項の適用に関する要望書を受けた。特に委員会は、IAS 第 1 号第 19 項（IAS 第 8 号第 6E 項）を適用する企業が、IFRS 会計基準の要求事項から逸脱する場合について検討した。要望書は、それにもかかわらず、企業が IAS 第 1 号第 15 項 [IAS 第 8 号第 6A 項] の公正な表示に関する要請を遵守する必要があるかどうかを問うている。

調査結果に基づき、委員会は、要望書に記載された特定の事項が広く影響を及ぼすことはない結論づけた。その結果、委員会は作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを決定した。

費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」） - アジェンダ・ペーパー 6

委員会は、IFRS 第 18 号第 83 項の要求事項の範囲に関する要望書を受けた。

IFRS 第 18 号第 75 項では、企業は損益計算書において、以下の項目を含めて表示することが要求されている。

- a. 営業費用（第 75 項(a)(ii)）。
- b. IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 17 号「保険契約」で要求される金額（第 75 項(b)～(c)）。

IFRS 第 18 号第 83 項では、損益計算書の営業区分において、機能別に分類された費用を構成する 1 つ以上の費目を表示する企業に対して、減価償却費、償却費、従業員給付、非金融資産の減損（及び戻入）、棚卸資産の評価減（及び戻入）の合計額及び各費目に含まれる金額を単一の注記で開示することを求めている。

IFRS 第 18 号第 83 項の要求事項は、企業が IFRS 第 18 号第 75 項(a)(ii)に列挙された営業費用を損益計算書の営業区分において機能別に表示する場合にのみ適用されるのか、又は、企業が IFRS 第 18 号第 75 項(b)～(c)に列挙された費用を含むあらゆる費用を損益計算書の営業区分において機能別に表示する場合にのみ適用されるのかという質問があった。

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項は、企業が IFRS 第 18 号第 83 項の要求事項の適用範囲を決定するための適切な基礎を提供すると結論づけた。その結果、委員会は、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを決定した。

親会社の個別財務諸表の目的上の特定な事業活動の評価（IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」） - アジェンダ・ペーパー 7

委員会は、IFRS 第 18 号を適用する親会社が、個別財務諸表の目的のために、特定の主要な事業活動を有しているかどうかをどのように評価するかについての要望書を受けた。

委員会は、IFRS 第 18 号の原則と要求事項が、要望書に記載された親会社が、個別財務諸表の目的のために、特定の主要な事業活動（具体的には、非連結子会社への投資の主要な事業活動）を有しているかどうかを評価するための適切な基礎を提供すると結論づけた。その結果、委員会は、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを決定した。

今月の質問

株式報酬-権利確定期間

背景

2025 年 1 月 22 日、従業員は当該年度の長期インセンティブ（LTI:Long Term Incentive）および短期インセンティブ（STI:Short Term Incentive）スキームへの参加を要請された。この日を付与日とみなし、すべての条件が設定された。

同制度の条件の一部として、従業員の勤務期間は、STI については 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで、LTI については 2024 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日までが考慮される。

質問

インセンティブのアワードレターによる付与日は 2025 年 1 月 22 日ですが、権利確定期間(vesting period)の費用計上は 2024 年 7 月 1 日と 2025 年 1 月 22 日のどちらから開始すべきでしょうか？

回答

STI と LTI については、正確な条件がまだ確定していないにもかかわらず、その時点で制度が存在し、従業員契約に含まれていたという事実に基づき、2024 年 7 月 1 日以降に費用を認識すべきである。2024 年 7 月 1 日に価値を見積もり、付与日に条件が確定した時点で価値を更新すべきである。

付与日は、株式報酬が評価される日であるが、必ずしも費用化されるべき日ではない。以下のガイダンスが会計処理をサポートしている。

勤務開始日と付与日

「権利確定期間」とは、従業員が金融持分を無条件で受け取る権利を得るために、指定された権利確定条件がすべて満たされなければならない期間のことである。通常、これは付与日から権利確定日までの期間である。(IFRS 2.A)

ただし、役務は受領時に認識され、付与日は従業員が役務の提供を開始した後に発生する可能性がある。付与日は測定日である。付与日が役務提供開始日後に発生する場合、企業は、役務提供開始日から付与日までの役務を認識する目的で、金融持分の付与日の公正価値を見積もる。付与日が確定した時点で、企業は以前の見積りを修正し、受領した役務の認識額が持分金融商品の付与日の公正価値に基づくようにする。我々の見解では、この修正は見積りの変更として扱われるべきである。(IFRS 2.IG4)

お問い合わせ

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。

<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>